

# 第 85 回年金数理部会の追加質問と それに対する回答

問 人口推計が、学校種別の動向を踏まえて、さまざまな実態や見通しを踏まえて設定されているので、私学共済や私学事業団の経営陣（マネジメント）あるいは企画部署等、見識がある方に対して（今後の方向感として違和感がないか等を）確認することはしていますか？（数理部署だけで前提を最終確定するには少し難しいテーマのように思えました）（枇杷委員）

（答）

- 1 私学事業団の被保険者数の確定プロセスにおけるマネジメント部門等への確認については、数理統計室において推計を行った後、執行役員会議、共済運営委員会（私学共済法に規定する加入者代表、法人役員代表、学識経験者（現在、年金数理関連経験者を含む）から成る決定機関）における審議・承認を経た上で、最終意思決定機関である理事会において決定しております。
- 2 また、理事会での決定後、文部科学省への説明・承認を経て最終的に被保険者数の見通しを確定しており、複数の機関で検証することにより被保険者数の見通しの妥当性を確保しております。

（文部科学省・私学事業団）

(第 85 回部会の資料 1 の 2 ページ、2-2-3)

- ①保険料財源比率について、「令和 2 年度以降は、0.85 を適用することとされた」とあるが、これはどこで決定されたか（厚生労働省が決定するものだとすれば、どのような計算式に基づき決定したのか）。【質問】
- ②「各ケースの厚生年金拠出金・交付金の見通しは、各ケースの比率を元に作成している」とあるが、これでは見通し（0.85 を使用しているケースⅢ以外）と実績が必然的に乖離するのではないか。【質問】
- ③長期的な視点で各ケースの比率を元に作成するのは理解するが、当初の 5 年間（次の財政検証の令和 6 年まで）は、固定して使用すると決められている保険料財源比率（=0.85）を使うべきではないか。【意見】

(野呂委員)

(答)

- 保険料財源比率の算定方法については、厚生年金保険法第 84 条の 6 第 3 項及び厚生年金保険法施行規則第 88 条の 5 第 1 項に定められており、財政検証では、この法令に定められた算定方法のとおり、ケースごとに保険料財源比率を計算し、あわせて厚生年金拠出金・交付金の見通しを作成しています。
- 令和 2 年度以降、実際に適用する保険料財源比率については、厚生年金保険法施行規則第 88 条の 5 第 2 項により、財政検証を行ったあとに、厚生労働大臣が算定して、各実施機関を所管する大臣に報告することとなり、今回の財政検証では、2019 年 9 月に報告)、保険料財源比率が小さい方が実施機関別の積立金が将来著しく偏るリスクが小さくなることを踏まえ、前回の財政検証の際と同様に、各ケースのうち比率が最も小さいもの（2019 年財政検証の場合は 0.85）を保険料財源比率として算定し、適用することとしました。
  - ※ 前回の財政検証でも同様の考え方で実際に適用する保険料財源比率（0.83）を決定。
- なお、財政検証については、保険料財源比率のほかにも、人口や労働力、経済等で見通しと実績との間に乖離が生じると考えられますが、少なくとも 5 年ごとに、最新のデータを用いて財政検証を行うことで、全体として新しい見通しに更新されます。次の財政検証までの間は、毎年の「公的年金財政状況報告」（社会保障審議会年金数理部会）において、様々な観点から見通しと実績との乖離の分析等が行われるものと考えます。

(参考 1) 厚年法第 84 条の 6 (拠出金の額)

1・2 (略)

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 (略)

二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したのものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率(次項第二号において「保険料財源比率」という。)

(参考 2) 厚年法施行規則第 88 条の 5 (法第八十四条の六第三項第二号に規定する保険料財源比率)

1 法第八十四条の六第三項第二号に規定する保険料財源比率は、当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の予想額に対する保険料、法に定める徴収金、令第四条の二の九第一号に掲げる返還金及び同条第二号に掲げる免除保険料額相当額の合計額の予想額の占める割合(その割合が一を超えるときは、一)を平均した率(小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)とする。

2 厚生労働大臣は、法第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、速やかに、前項の保険料財源比率を算定し、各実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

(参考 3) 2019 (令和元) 年検証における経済前提別保険料財源比率

経済前提	ケース I	ケース II	ケース III	ケース IV	ケース V	ケース VI
保険料財源比率	0.87	0.86	0.85	0.88	0.88	-

(参考 4) 平成 26 年検証における保険料財源比率は 0.83 (ケース E)。

経済前提	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	ケース E	ケース F	ケース G	ケース H
保険料財源比率	0.86	0.85	0.84	0.84	0.83	0.86	0.87	-

(厚生労働省年金局数理課)

(第 85 回部会の資料 1 の 3 ページ、2-2-4-2)

- ・年金数理部会（9月3日）では、資料1-3のP47下段の計算式の「厚生年金被保険者割合（短時間）」について、短時間労働者の賃金上昇による被保険者割合の変化を考慮せず、一定値を用い、また、ケースⅠ～Ⅳで同じ被保険者割合を用いたという回答であったが、被用者保険適用拡大は、財政検証や今後の制度改正（オプション試算）の目玉であり、もう少しきめ細やかなシミュレーションが必要ではないか。【意見】
- ・また、近年の賃金上昇率は、フルタイム労働者よりも短時間労働者の方がかなり高く、そうした点も織り込むべきではないか（賃金上昇は、フルタイム労働者と短時間労働者で別々に設定すべきではないか）。【意見】

(野呂委員)

(答)

- 短時間被保険者に関する推計方法については様々な考え方がありますが、今回の財政検証においては、被用者保険の適用拡大（2016年10月施行）からあまり時間が経過していなかったこともあり、短時間被保険者に係るデータが十分でなかったことから、ご説明したような推計方法となっています。  
よりきめ細かい推計方法については、今後の検討課題であると考えています。

(厚生労働省年金局数理課)

(第 85 回部会の資料 1 の 3 ページ、2-2-4-4)

- ・年金数理部会(9月3日)でも説明のあった点ではあるが、いろいろな要素について、将来の確率分布を設定することが難しいことは理解できるものの、将来の不確実性という意味では、決定論的手法でも、確率論的手法でもあまり変わらないと思われる。

【意見】

- ・確率論的手法の場合、シミュレーションの結果をどう読み解くか等の難点はあるが、一方で、ランダムな多数のシナリオ分析の結果の分布を見ることができ、また、各要素間の相関関係を織り込むことができる等のメリットがある。【意見】
- ・決定論的手法と確率論的手法にただちに置き換えるのではなく、参考系列として、確率論的も用いることが考えられるなかで、今回の年金財政検証に際して、確率論的手法の検討がどこまで進められたか(例えば、どういう数理モデルを仮定すると、どんな課題があったか等)について、具体的に説明してほしい。【要望】

(野呂委員)

(答)

- 確率的将来見通しについては、2014年財政検証のピアレビューの報告書や、その後の年金数理部会の議論でも指摘されているように、
  - ・対象基礎率の選定、基礎率の分布の設定が困難であること
  - ・基礎率間の整合性をどう考えるべきか
  - ・必要なシミュレーションの回数など技術的な課題
  - ・結果の表現方法も難しいなど、実施するためには課題が多いと認識しているところです。
- 特に、人口要素の出生率、死亡率や経済要素の物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り、労働参加率については、財政検証における重要な要素であるため、将来の確率分布を設定する必要があると考えましたが、これらの確率分布について、将来の不確実性を踏まえると、どのように設定すれば有用な将来推計となるか結論を得ることができませんでした。財政検証の投影(Projection)という性格もあり、具体的なモデルについての検討の前の考え方の整理等に難しさがあったと考えています。
- 他方で、確率的な表し方という意味では、例えば、経済前提を考えていくうえで重要な要素である全要素生産性上昇率については、過去の実績の動向等を基に複数通り設定しておりますが、各ケースが過去どれくらいの確率で生じたかについてお示ししています。これは将来の発生確率を示しているものではありませんが、ひとつの表し方の試みと考えています。

(厚生労働省年金局数理課)

(第 85 回部会の資料 1 の 3 ページ、2-2-5)

「被保険者数推計における見通しと実績値との乖離については、足もとの実績値と推計値が一致するように調整率が掛けられていることが要因の 1 つである」という説がある(2018 年の年金学会)が、こうした学会報告も踏まえ、被保険者数の補正や調整率の内容と、前回から何らかの改良があったか。【質問】(野呂委員)

(答)

- 今回の財政検証でも、前回と同様、足元の実績値が推計値と一致するように調整率を乗じていますが、この調整率は、被保険者数推計が様々な統計データを基に推計していることから生じる統計上の不突合等を補正するために必要なものです。
  
- こうした統計上の不突合等がどの程度生じるかは、実際には年によって変動すると考えられますが、その将来の見通しは難しいところがあり、今後も足下の調整率が将来にわたり一定と仮定して推計を行っています。

(厚生労働省年金局数理課)

(第 85 回部会の資料 1 の 4 ページ、2-4-1)

①前年年金財政検証では、その後に、予想を上回る 60 代の被保険者の増加があり、見通しと実績が乖離する要因になった。増加した 60 代の被保険者は、これまでの 60 代の被保険者とは（人数だけでなく）属性が大きく違う<sup>(注)</sup>はずだが、今回の年金財政検証では、60 代の被保険者脱退率について、従来と違う考え方を取り入れたかどうか。【質問】

(注) 例えば、60 歳定年の企業での 60 代は役員等の特殊な人だけだが、65 歳に定年延長されると 60 代は全従業員が含まれ、脱退率等が異なってくる

②P18 の表にも「65 歳までの雇用機会の確保措置に係る状況等を確認している」とあるが、(65 歳までの希望者全員の雇用義務が課せられたのは 7 年ぐらい前であり) 今回の年金財政検証では、どのような確認作業を行っており、推計作業にはどのように反映しているのか。【質問】

(野呂委員)

(答)

【①について】

- 脱退率等の基礎率については、基本的には最新の実績データに基づいて設定しています。したがって、ご指摘のような 60 歳台の被保険者の属性の変化は、最新の実績データに反映されている部分については、基礎率にも反映されていると考えています。
- また、公的年金の財政検証では、被保険者集団の規模や年齢構成等は、将来推計人口や労働力率の見通し等から作成する被保険者数の推計で決まります。(脱退率は被保険者のうち、前年から残存している被保険者と当年加入した被保険者の区分のために用いています。)そして、この被保険者数の推計では、労働力率については、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「労働力需給の推計」(2019 年 3 月)を用いていますが、この労働力需給の推計は、近年の 60 歳台の就業者数の動向を反映して設定されているものと認識しています。

【②について】

- 厚生年金における総脱退力については、65 歳までの雇用機会の確保措置等の影響もあって近年低下傾向にあるので、60 歳台についてその傾向が見られることを確認しています。
- なお、2013 年 4 月に施行された高年齢者雇用確保措置では、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでは希望者全員を継続雇用制度の対象とする経過措置が設けられており、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げとともに対象範囲が広がってきたことから、近年の総脱退力の低下には、この措置も一定程度影響しているものと考えております。

(厚生労働省年金局数理課)



財政検証では、男女別の賃金の見通しをどのように考えているのか。また、被保険者数の推計にあたり、有配偶の仮定についてどのような設定としているのか。

つまり過去の財政検証（全部ができないとすれば、たとえば10年前と今回など）とどう変化しているのか、またケースごとの差異をどう仮定しているのか（たとえば高出産と低出産の差）、とても重要な点なので、明確にしていただければと思います。

第2号にしめる女性の割合は増えていっていると思うのですが、これは低報酬者の増加につながっているものと思います。

男性の平均報酬も97年くらいから下がっているのではなかろうかと思いますが、女性の割合が高まることで、厚生年金全体の平均報酬が下がっているものと、また加えて、フルタイムの非正規が男女ともに増えることで、これも厚生年金の平均報酬を下げる方向に働いていると思います。しかし夫婦世帯の男性に限定すればあまり変化していないはずで、つまり現実には3号を持っている男性に限定すればおそらくそれほど平均報酬は落ちていない。全体の傾向と、3号のいる男性の傾向の乖離が起きていると私は思っています。年金統計資料を見ずに、賃金構造統計調査など、労働の変化から推測していますが、この認識はあっているでしょうか。

そうだとすると、厚生年金制度全体の総報酬の変化（これは人数が増えれば増えます）と、厚生年金の男性の平均報酬の動き、この両者は私は同じ傾向をたどるわけではないと見ています。

（永瀬委員）

（答）

【男女の賃金の見通しについて】

- 財政検証の経済前提では、ケースⅠからⅥそれぞれについて、被保険者一人当たりの賃金上昇率（ベースアップに相当し、定期昇給分は除く。）を設定していますが、これは男女平均のものとなっています。
- 基本的には、男性についても女性についてもこの男女平均の賃金上昇率を使用して推計をしていますが、近年の男性と女性の賃金の動向を踏まえ、2030年度までは、旧厚生年金（共済を除く一元化前の厚生年金）における男女の賃金水準の差が毎年1%縮小すると仮定して、男女別の賃金上昇率を設定しています（男女平均で経済前提の賃金上昇率に一致するように設定）。  
したがって、2030年度までは、男性の賃金上昇率より女性の賃金上昇率の方が高いという前提で推計を行っています。
- モデル年金における所得代替率の計算についても、2030年度までは男女の賃金水準の差が縮小するとした場合の男性の賃金上昇率を使用して（2031年度以降は男女共通の経済前提の賃金上昇率を使用して）計算しています。

- そして、厚生年金全体の総報酬は、被保険者一人当たりの賃金上昇率（ベースアップに相当し、定期昇給分は除く。）に、被保険者数の変化や厚生年金被保険者の性・年齢構成の変化や短時間被保険者の変化を加味して計算されており、被保険者の男女構成の変化や年齢構成の変化、短時間被保険者の変化の影響が織り込まれたものとなっております。

#### 【被保険者数の推計方法について】

- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」では、女性については有配偶、無配偶別に労働力率等が示されていることから、財政検証における被保険者数推計においても、女性については国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018年1月）における女性の配偶関係別人口の見通しを用いて、有配偶と無配偶とに分けて推計を行っています。

- 具体的には、まず、
  - ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年4月）で示されている将来の性・年齢別の人口から、
  - ・ 「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」による将来の女性の有配偶割合を用いて、女性について年齢別の有配偶・無配偶別の人口を推計し、
  - ・ これを、「労働力需給の推計」における将来の労働力率、就業率の見通しや、足下の実績を基に推計した将来の雇用者比率（就業者に占める雇用者の割合）により、男女別に、女性の場合は有配偶・無配偶別に、労働力人口、就業者数、雇用者数の順に推計します。
  - ・ 上記により推計した雇用者数について、「労働力調査」や「労働力需給の推計」を基に推計した将来の短時間雇用者比率（雇用者に占める短時間労働者の割合のこと。2040年以降は一定。）を用いて、フルタイム雇用者と短時間雇用者に分け、
  - ・ さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、「公的年金加入状況等調査」から算出した足下の厚生年金被保険者の割合を乗じることにより、フルタイム・短時間別に厚生年金被保険者数を推計しています。

次に、

- ・ 女性の有配偶者人口から女性の有配偶のうち厚生年金被保険者である者を控除して第1号被保険者と第3号被保険者の合計を推計し、これに、有配偶者全体から有配偶のうち厚生年金被保険者である者を除いたものに占める第3号被保険者の比率を乗じて、女性の第3号被保険者数を推計しています。  
なお、この比率は、実績値から作成し、将来は、男性の厚生年金被保険者割合の上昇に伴って上昇するものとしています。
- ・ 男性の第3号被保険者数については、実績値から、女性の有配偶かつ第2号被保

険者に対する男性第3号被保険者数の比率を作成し、この比率が将来にわたり一定であるとして推計しています。

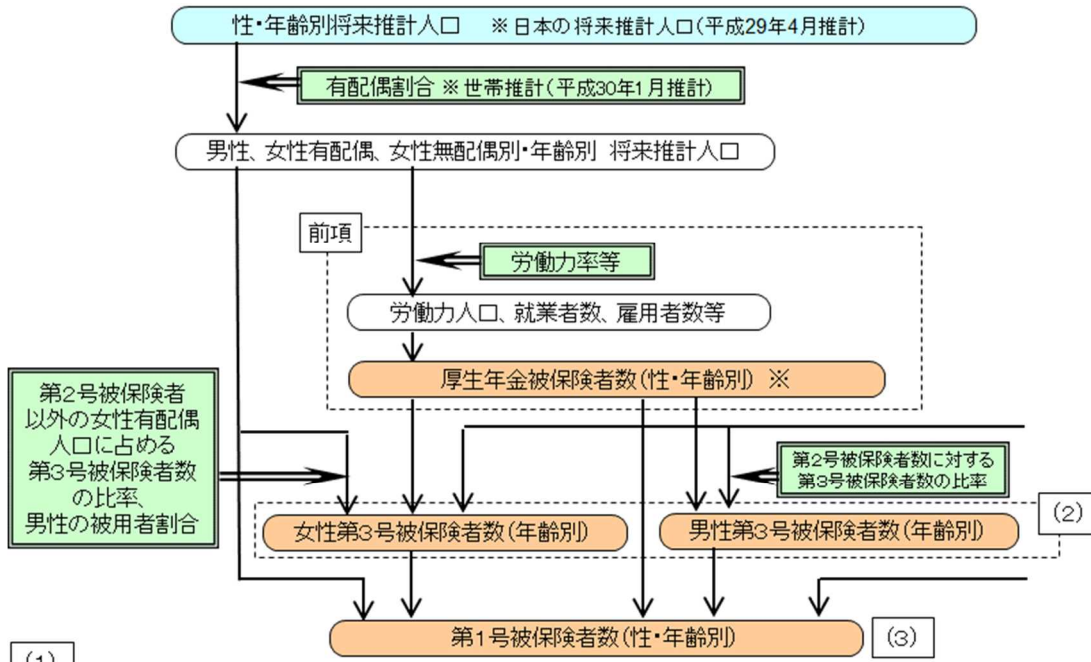
最後に、

- ・ 人口から厚生年金被保険者及び第3号被保険者を控除して第1号被保険者数を推計しています。

○ 以上は、「参考2 厚生年金被保険者数の将来推計方法」を文章で解説したのですが、より詳細な推計方法については、第85回社会保障審議会数理部会（2020年9月3日）資料1別冊2の「3 被保険者数の将来推計」をご確認下さい。

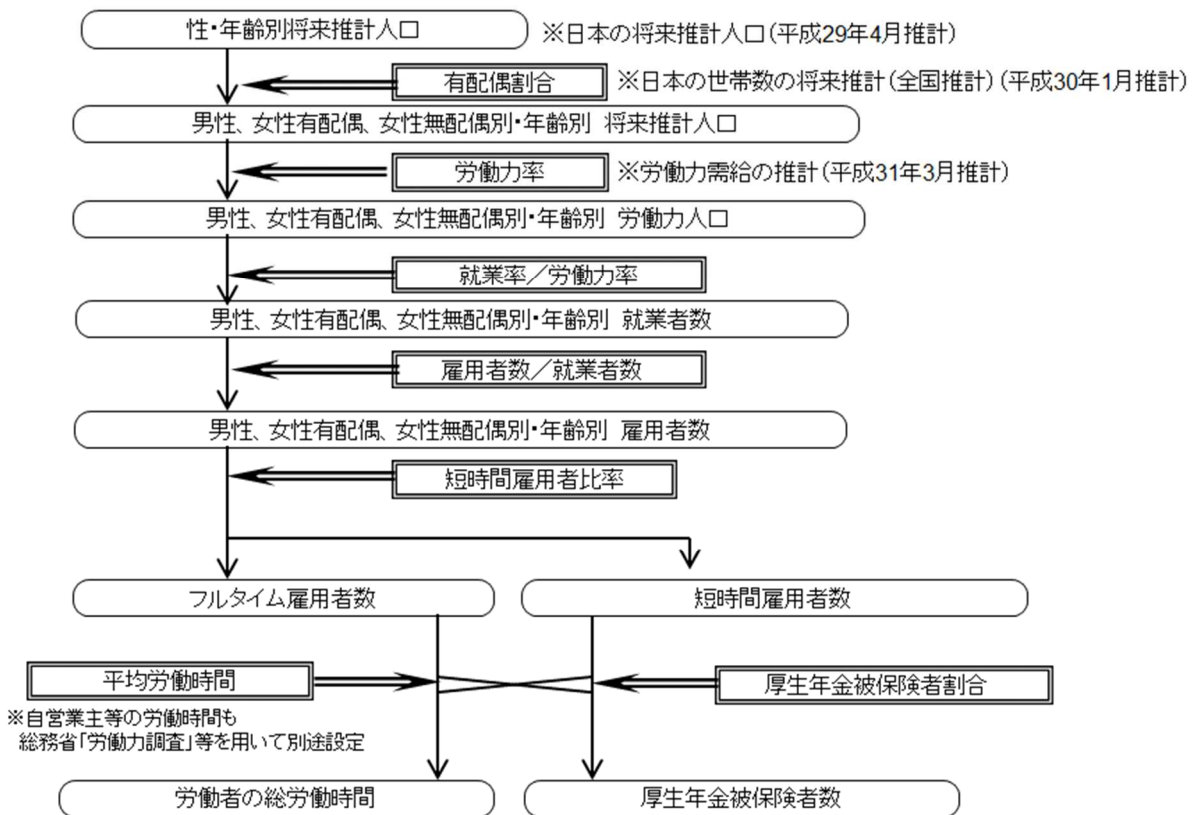
（厚生労働省年金局数理課）

(参考 1) 公的年金被保険者数の将来推計の方法



(1) ※別途将来推計人口等から推計した第2号～第4号被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者が推計される。

(参考 2) 厚生年金被保険者数の将来推計方法



※自営業主等の労働時間も総務省「労働力調査」等を用いて別途設定

(参考3) 女性の第3号被保険者数の将来推計方法 (計算式)

女性の第3号被保険者数 (年齢別)

= [女性の有配偶人口 (推計値) - 女性の有配偶のうち厚生年金被保険者である者の数 (推計値)]

× 女性の第3号被保険者数 (実績統計) / [女性の有配偶人口 (実績統計) - 女性の有配偶のうち  
厚生年金被保険者である者の数 (実績統計)]

× 男性の厚生年金被保険者割合の変化率 (推計値)

## 出生率と女性の労働力率（第2号被保険者割合）との関係

出生率と女性の2号被保険者比率の関係についてどういう仮定をおいているかを教えてください。出産高位の推計のように、出生率が増えれば、将来人口が増え将来の年金の支え手が増えます。ただし直近では女性の離職が増え年金の支え手は減るでしょう。ただその関係に変化も出ています。出生後の正社員継続を増やすような育児休業給付の増額や保育園の充実などの政策がとられてきましたために、2010年以降、出産後の第2号被保険者割合は若干増えています。しかし女性の半数は、現在も第1子出産後に無業になっている（第3号か第1号）と思われます。将来についてはどのように伸ばしたのでしょうか。

女性が出産しても第2号として身分を継続できる場合は、女性の賃金にみる生産性も維持されますが、離職となれば、第2号の人数が減るだけでなく、その後短時間厚生年金加入者として再加入したとしても、女性の賃金水準は大きく下落するものと思われます。つまり、第2号被保険者の人数や賃金は、出産だけでなく、出産を保護する政府の政策の見通し（人々がこれを利用するかどうか、あるいは利用しやすいかどうか）にも大きく影響を受けます。ここについて、どのような仮定を置いているか教えてください。もし仮定をおいていないとすると、今後はシナリオとして検討する余地があると思います。

（永瀬委員）

（答）

- 2019年財政検証では、
  - ・ 出生の前提については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年4月）
  - ・ 将来の女性の有配偶割合については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018年1月）
  - ・ 労働参加の前提については、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年3月）を用いて被保険者数等の推計を行っています。
- したがって、財政検証においては、それぞれの推計で織り込まれている将来についての前提や推計結果（出生率の見通し、今後の配偶状況の変化、労働力率等の変化など）は織り込んだうえで推計を行っていることとなります。例えば、女性の将来の被保険者数については、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」や当該推計を踏まえて作成された「労働力需給の推計」による将来の配偶状況の変化などを織り込んだうえで推計を行っていることとなります。
- なお、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」や「労働力需給の推計」では、出生中位を基にした見通しのみ作成されており、出生低位・高位を基にした見通しは作成されていませんので、2019年財政検証における出生低位・高位の推計でも、出生中位を基にして作成されている「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」と「労働力需給の推計」の見通しを用いて推計しています。

（厚生労働省年金局数理課）

### 遺族年金を含めた女性の年金の見通し

2040年には、65歳以上の女性で有配偶の者は43.1%と予想されており、65歳以上の女性の6割弱は無配偶です（なお65-69歳の有配偶率は62.7%という予想ですから、未婚や離別も増えますが、死別も多いことがわかります）。日本はOECD諸国の中で男女賃金格差がもっとも大きい国の1つです。遺族年金、就業継続を支援する政策など、配偶関係や賃金の見通しによっても影響が違うと考えられますが、予測を踏まえて、将来の女性の公的年金の十分性という視点から、どのような見通しが出されたのかについて教えてください。（永瀬委員）

（答）

- 2004年改正において、公的年金の給付水準を継続的に測る「ものさし」として、モデル年金の給付水準である所得代替率が法定されていますので、財政検証では、モデル年金の給付水準（所得代替率）の将来見通しをお示ししています。
- このモデル年金は、夫が平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算））で40年間就業した場合にその世帯が受け取り始める年金額（夫の老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））ですが、  
遺族年金は、夫の死後もその世帯の1人当たりの平均年金額以上の額を受給できる仕組みとなっていることから、モデル年金の給付水準（所得代替率）の見通しを見ることで、一定程度、遺族年金の給付水準についても確認することができるものと考えています。
- なお、従来から公的年金の給付水準は、男性や女性といった性別や、片働きや共働きといった世帯類型によって決まるものではなく、世帯の1人当たりの賃金水準が同じであれば、年金月額、所得代替率は同じとなることを説明してきておりますが、今回の2019年財政検証の関連資料においても、概念図や統計データなどを用いてその旨の説明をしています。

（厚生労働省年金局数理課）